証券コード　3564
2019年５月31日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番１号
株式会社 LIXILビバ
代表取締役社長兼ＣＥＯ　渡邉　修

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［書面による議決権行使］
　書面により議決権を行使する場合には、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月18日（火曜日）午後６時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。
［インターネット等による議決権行使］
　インターネット等により議決権を行使する場合には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（３頁から４頁）をご参照のうえ、2019年６月18日（火曜日）午後６時までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月19日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

２．場　　所　埼玉県さいたま市中央区新都心８番地
さいたまスーパーアリーナ TOIRO（トイロ）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　第27期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　第27期剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.vivahome.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.vivahome.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、株主の皆様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございますのでご了承ください。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ご利用の携帯電話のご加入のサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、ＴＬＳ暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2019年６月18日（火曜日）の午後６時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主の皆様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主の皆様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用ＱＲコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からＱＲコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、ＱＲコードを読み取っても「ログインＩＤ」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりＱＲコードでのログインができない場合があります。ＱＲコードでのログインができない場合には、上記２．(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主の皆様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料、その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主の皆様のご負担となります。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとさせていただきます。

４．機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、米国の保護主義的関税政策に端を発した世界的貿易摩擦の拡がりや英国のＥＵ離脱問題等、先行きについては不透明な状況が続いております。

ホームセンター業界におきましては、消費者の節約志向などにより個人消費の回復が停滞しており、同業他社や他業種を含めた競争が一層激化し、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況下、当社は「日本の生活文化にあった真のホームセンター業態を創る」というコンセプトのもと、店舗開発・商品開発の強化とサービス面の充実に積極的に取り組んでまいりました。

新規出店としては、ハウスデコ甲子園店（兵庫県西宮市）、ニュービバホームでは田無芝久保店（東京都西東京市）と豊島５丁目店（東京都北区）、スーパービバホームでは佐賀店（佐賀県佐賀市）、磐田店（静岡県磐田市）、岡垣店（福岡県岡垣町）、東久留米店（東京都東久留米市）の７店舗を出店いたしました。この結果、期末店舗数は96店舗となりました。

なお、当社は、経営資源の有効活用、経営効率の更なる向上を図るため、2018年４月１日付で連結子会社４社を吸収合併いたしました。これにより、当事業年度から非連結での業績開示となっております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,809億26百万円（前期比1.7％増）、営業利益108億17百万円（前期比30.9％増）、経常利益101億12百万円（前期比31.8％増）、当期純利益は、連結子会社の吸収合併による「抱合せ株式消滅差益」（特別利益）117億44百万円を計上したことにより、184億42百万円（前期比263.7％増）となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、売上高1.7％増、営業利益0.9％増、経常利益0.8％増、「抱合せ株式消滅差益」を除いた当期純利益の実質前期比は前期減税の影響もあり、0.2％減となります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

a．ホームセンター事業

ホームセンター事業は、Ｒ－５０成長戦略（リフォーム関連商品の売上構成比増加）の推進により資材を中心に販売を拡大することができました。とくにリフォーム関連商品では、資材・工具からウェアまでトータル提案する新ＭＤ「ワークスタイルショップ」を導入したワーク用品が好調なほか、夏季の猛暑や関西・北海道での災害後の復興需要なども販売を後押しし、構造用木材や塗料などのリフォーム関連商品は全般的に大きく伸長しました。

一方、その他の商品部門については、ペット用品やシンプル家電などの取組みが奏功したホームセンター商材など、一部部門で好調なカテゴリーが見られたものの、全般的に伸び悩みました。

以上の結果、前期及び当期出店店舗の売上も寄与し、営業収益1,815億18百万円、セグメント利益88億19百万円となりました。なお、営業収益は、売上高及び営業収入の合計であります。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益1.7％増、セグメント利益0.1％減となります。

（主要商品部門別の販売状況）

（ａ）リフォーム関連

新ＭＤを導入したワーク用品をはじめ、夏季の猛暑によるエアコンや事業者向け工業扇、防災用品が好調に推移、さらに災害後の復興需要による木材等建築資材なども加わり、リフォーム商材の売上は大きく拡大しました。工事を伴うリフォームサービスは、大型台風などで一時的に落ち込んだものの、以降は回復基調となり売上は前期比では増加となりました。その結果、営業収益は715億79百万円となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益6.4％増となります。

（ｂ）ホームセンター商材

ペット関連商品や調理器具、台所用小物などの主力カテゴリーの売上が底堅く推移する一方で、春先の気温低下や夏季の猛暑などによる不安定な気象条件が重なり、ガーデン用品がマイナス成長となりました。そのほか、インテリア関連商品や収納用品など主力のカテゴリーが伸び悩んだ結果、営業収益は650億28百万円となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益1.0％減となります。

（ｃ）一般商材

扇風機・レジャー用品の売上が伸びたほか、災害後の復興需要が波及し乾電池などの消耗品やライト、ストーブなどが伸長しました。また、洗剤等の日用品や雑貨などは販売施策の成果もあり、堅調に推移しました。一方で、殺虫剤や灯油などは、猛暑や暖冬の影響により売上減となったほか、化粧品関連商品も売上減となりました。結果、営業収益は424億24百万円となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益1.4％減となります。

（ｄ）その他

アート・クラフト等は、営業収益24億86百万円となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益3.1％減となります。

b．デベロッパー事業

デベロッパー事業は、前期に空区画が一時的に増加しましたが、後継テナントの誘致が完了しております。営業収益は63億12百万円、セグメント利益19億98百万円となりました。

（参考）2018年３月期連結業績に対する前期比は、営業収益1.0％増、セグメント利益5.8％増となります。

事業別営業収益　　（単位：百万円）

セグメント及び商品部門の名称	当事業年度（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	
	営業収益	前期比
ホームセンター事業		
リフォーム関連	71,579	―
ホームセンター商材	65,028	―
一般商材	42,424	―
その他	2,486	―
ホームセンター事業 計	181,518	―
デベロッパー事業	6,312	―
合計	187,830	―

（注）１．営業収益には、売上高と営業収入が含まれております。
２．ホームセンター事業の商品別の構成は、次のとおりであります。
(1) リフォーム関連(大工用品、建築資材、住宅設備機器、電設資材等の販売及びリフォームサービス)
(2) ホームセンター商材(インテリア、照明、ガーデン、ペット、サイクル、家庭用品等の販売)
(3) 一般商材(家電製品、日用品、カー用品、時計、レジャー、事務店舗用品等の販売)
(4) その他(アート、クラフト、ホビー、オンラインショップ等の販売及び営業収入)
３．ホームセンター事業の「その他」の金額には、営業収入５億91百万円が含まれております。
４．デベロッパー事業の営業収益は、すべて営業収入となっております。
５．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
６．当社は、前事業年度については、連結の商品別営業収益情報のみを開示しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

② 設備投資の状況

当期中における設備投資の総額は101億38百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、当該金額には、有形固定資産(リース資産を含む)のほか、無形固定資産、建設仮勘定が含まれております。

事業所名又は内容	所在地
スーパービバホーム伊丹店	兵庫県伊丹市
スーパービバホーム東久留米店	東京都東久留米市
スーパービバホーム本庄中央店（仮称）	埼玉県本庄市
東松山物流センター	埼玉県東松山市
ＩＴ投資	―

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (2016年３月期)	第 25 期 (2017年３月期)	第 26 期 (2018年３月期)	第 27 期 (当事業年度) (2019年３月期)
売　上　高（百万円）	172,728	176,235	177,953	180,926
経 常 利 益（百万円）	7,644	7,714	7,673	10,112
当期純利益（百万円）	4,608	5,006	5,070	18,442
１株当たり当期純利益（円）	115.22	125.17	113.72	414.79
総　資　産（百万円）	130,133	149,062	160,478	178,333
純　資　産（百万円）	33,002	34,852	47,700	62,864
１株当たり純　資　産（円）	825.07	871.32	1,066.64	1,433.21

（注）１．当社は、2016年９月６日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

３．当社は、第27期より連結計算書類非作成会社となったため、企業集団の財産及び損益の状況については記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

名　　称	資　本　金（百万円）	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ＬＩＸＩＬグループ	68,417	53.27%	事務費等の支払

（注）1. 当社取締役会は、独自の経営判断で事業活動及び経営上の決定を行っており、一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との取引に際し、当社の利益が害されていないものと判断しております。
2. 当社に対する議決権比率は自己株式856,900株を控除して計算しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（注）当社は、2018年１月19日開催の取締役会において、2018年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である有限会社スーパービバアセット、有限会社スーパービバアセット大井町、有限会社スーパービバアセット三郷及び有限会社スーパービバアセット習志野の４社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結し、2018年４月１日付で本合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「日本の生活文化にあった真のホームセンター業態を創る」というコンセプトのもと、プロフェッショナルから一般消費者の方々まで、多くの皆様の住生活に関わる商品を取り扱う「住まいと暮らしの専門店」の実現を目指し、「スーパービバホーム（ＳＶＨ）」の多店舗展開を継続、地域の顧客に支持される店舗づくりを推進いたします。さらに今後は、独自に開発した生活密着型の大規模ショッピングセンター（ＳＣ）「ビバモール」の開発を加速し、収益力拡大と新たな顧客層開拓に努めてまいります。

①　既存店成長への取組み

人口減少社会の到来、消費者のライフスタイル多様化、インターネット市場の拡大などによって、小売業を取り巻く環境が変化しております。これら時代の変化に対応し、当社では品揃えの充実や売り場提案方法の見直し、新たなサービス設備の導入による店舗機能の強化、コーヒーショップのフランチャイズ展開によるお買いもの環境の整備などを進め、既存店活性化を図ってまいります。

②　新規エリアへの出店と首都圏の深耕

当社は、首都圏及び地方での大都市周辺を候補先として、新規エリアへの出店を拡大してまいります。主力のＳＶＨや、同店を核とするビバモールの展開、都市型中規模店舗「ニュービバホーム（ＮＶＨ）」の展開を推進してまいります。当事業年度は当社初の出店エリアとして、九州（福岡県・佐賀県）に出店したほか、静岡県にも出店し、３県にＳＶＨ１号店をオープンすることができました。今後も競争力の高いＳＶＨを中心に全国展開を加速してまいります。

③　生活密着型ＳＣ「ビバモール」の開発、強化

当社は、ＳＶＨの出店加速とともに、収益力の拡大と新たな顧客層の獲得を目指し、独自に開発した生活密着型の大規模ＳＣ「ビバモール」の開設を強化してまいります。主力の大型店ＳＶＨを核とし、30店から50店の日常消費型テナントを配置したビバモールでは、足元商圏はもとより広域からの集客力を発揮し、より強固なビジネスモデルを確立してまいります。

④　リフォーム建材流通チャネルの変革

当社は、住宅に関する建築資材の圧倒的な品揃えを実現することで、プロ事業者をはじめとする顧客のソリューションニーズに応え、ビジネスプラットフォームとしての役割を目指しております。リフォーム関連商材やサービス拡充においては、プロの事業者に向けたＢtoＢでの後払い専用カードの発行を全店で導入し、現場ニーズを捉えたサービスを提供してまいります。

⑤　魅力あるプライベートブランド（ＰＢ）商品の開発と拡充

当社は、小売業としてのマーケットインのモノづくり発想と、メーカーを母体とする当社ならではの高い品質管理レベルのもと、生活に役立つ魅力的なＰＢ商品を拡充してまいります。さらに機能・性能・サイズ・デザイン・品質等、商品の持つ価値を上回るリーズナブルな価格で提供できるよう努めてまいります。

⑥　人材の確保と育成

当社は、ホームセンターで求められる多くの専門的知識や技術を備えるため、優秀な人材の確保と継続的な教育による育成が重要であると認識しております。また、日本全体で問題となっている人材不足に対し、当社では従業員の待遇改善や中途採用の拡大に取り組んでおります。また、ＩＴ導入による店舗の省人化を進めながら、店舗の運営を担う社員教育はもとより、次世代のリーダー育成のための研修を強化し、今後も高いサービスレベルを維持向上してまいります。なお、2019年2月に「健康経営優良法人 ホワイト500」に認定されました。従業員が心身ともに健康で、さらにいきいき働ける職場づくりを推進してまいります。

⑦　ＣＳＲ活動の推進

当社は、ホームセンターとしての機能だけでなく、行政との協定による災害時の避難場所、防災拠点としての活用を視野に出店を進めております。また、生活のあらゆるシーンに関わり、社会の安全、安心を支える存在となるため、本社において環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001：2015」認証を取得したほか、地球温暖化防止活動の一環として店舗でＬＥＤ照明化や太陽光発電システム導入を進めており、環境に配慮した店づくりを推進いたします。

⑧　内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社は、意思決定プロセスにおける透明性の確保や迅速化など経営の効率性を高めると同時に、事業執行における内部統制機能の充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社は、ホームセンター事業及びデベロッパー事業を営んでおります。

ホームセンター事業においては、売場面積10,000㎡超を目安として資材館、生活館、ビバペッツ、ガーデンセンターで構成された大型店「スーパービバホーム（ＳＶＨ）」、ＳＶＨの品揃えとサービスを凝縮した都市型中規模店「ニュービバホーム（ＮＶＨ）」の展開、地域密着型の住まいと暮らしの便利なお店としての「ビバホーム」、クラフト専門店「ヴィシーズ」、ホームデコレーション専門店「ハウスデコ」等の運営を行っております。

デベロッパー事業においては、ＳＶＨ、ＮＶＨを核店舗とするビバモールの運営を含む不動産賃貸及び付帯するサービス事業を行っております。

(6) 主要な店舗（2019年３月31日現在）

店舗名	住所
本社	さいたま市浦和区
スーパービバホーム三郷店	埼玉県三郷市
スーパービバホーム埼玉大井店	埼玉県ふじみ野市
スーパービバホーム岩槻店	さいたま市岩槻区
スーパービバホーム狭山日高インター飯能店	埼玉県飯能市
スーパービバホーム加須店	埼玉県加須市
スーパービバホーム鴻巣店	埼玉県鴻巣市
スーパービバホーム豊洲店	東京都江東区
ビバホーム板橋前野店	東京都板橋区
スーパービバホーム長津田店	横浜市緑区
スーパービバホーム寝屋川店	大阪府寝屋川市
スーパービバホーム伊丹店	兵庫県伊丹市

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,357名[5,082名]	16名減[285名増]	39.5歳	13年5ヶ月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。従業員数欄の[ ]は、臨時雇用者（契約社員、パートタイマーを含む。）の年間の平均雇用人員（月164時間換算）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	18,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,000百万円
株式会社みずほ銀行	5,000百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　160,000,000株

(2) 発行済株式の総数　44,720,000株

(3) 株主数　12,715名

(4) 単元株式数　100株

(5) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社ＬＩＸＩＬグループ	23,367	53.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,685	6.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,588	5.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	777	1.77
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	596	1.36
アークランドサカモト株式会社	585	1.33
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC（常任代理人　株式会社三井住友銀行）	527	1.20
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE（常任代理人　株式会社三井住友銀行）	500	1.14
JUNIPER（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	465	1.06
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM(常任代理人　香港上海銀行東京支店)	354	0.81

（注）１．当社は自己株式を856,900株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　２．持株比率は自己株式856,900株を控除して計算しております。

３．2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝１丁目１－１	株式 1,626,900	3.64
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂９丁目７－１	株式 1,518,400	3.40

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡　邉　　修	ＣＥＯ兼指名報酬諮問委員会委員
取締役	荻　谷　　裕	副社長執行役員営業本部長
取締役	飯　田　毅　彦	専務執行役員管理本部長兼総務人事統括部長
取締役	小田内　　正	常務執行役員店舗開発本部長兼ＳＣ事業部長
取締役	阿　部　　正	常務執行役員財務経理本部長兼ＣＦＯ
取締役	白　井　春　雄	株式会社ＬＩＸＩＬグループ取締役
取締役（監査等委員）	和　田　芳　幸	指名報酬諮問委員会委員 株式会社ゼロ社外取締役 株式会社フォーバルテレコム社外取締役（監査等委員） 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役 和田会計事務所代表
取締役（監査等委員）	宮　越　　極	指名報酬諮問委員会委員長 大成建設株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	角　　紀代恵	指名報酬諮問委員会委員 立教大学法学部教授

（注）１．取締役（監査等委員）和田芳幸氏、宮越極氏及び角紀代恵氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査等委員会は、内部統制システムを利用した組織的な監査を行うものであり、監査等委員会事務局の設置を含め、監査の実効性が確保されていることから、常勤者の選定をしておりません。
４．当社は、2017年４月１日より任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。
５．当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
①杉本定士氏は、2018年６月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
②金森良純氏は、2018年６月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
③角紀代恵氏は、2018年６月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
④2018年６月19日開催の第26回定時株主総会において、白井春雄氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

6．当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　　動　　後	異　　動　　前	異 動 年 月 日
渡　邉　　修	代表取締役社長兼ＣＥＯ 指名報酬諮問委員会委員	代表取締役社長 指名報酬諮問委員会委員	2018年６月19日
荻　谷　　裕	取締役 副社長執行役員営業本部長	取締役 常務執行役員商品供給本部長 兼商品統括部長	2018年４月１日
阿　部　　正	取締役 常務執行役員財務経理本部長 兼ＣＦＯ	取締役 常務執行役員財務経理統括部長	2018年６月19日
白　井　春　雄	取締役	－	2018年６月19日
角　　紀代恵	取締役（監査等委員） 指名報酬諮問委員会委員	取締役 指名報酬諮問委員会委員	2018年６月19日

7．当社は、取締役（監査等委員）和田芳幸氏、宮越極氏及び角紀代恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8．取締役角紀代恵氏の戸籍上の氏名は、武田紀代恵であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査等委員との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役） （監査等委員を除く。）	7名 (1)	185百万円 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	29百万円 (29)
合　　計	10名	215百万円

（注）１．上記には、2018年６月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。

２．上記の報酬等の額には、取締役５名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する当事業年度における役員賞与引当金の繰入額54百万円が含まれております。

３．取締役金森良純氏及び白井春雄氏については、報酬を支払っておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、株式会社ゼロの社外取締役、株式会社フォーバルテレコムの社外取締役（監査等委員）、株式会社キャリアデザインセンターの社外取締役及び和田会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）宮越極氏は、大成建設株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）角紀代恵氏は、立教大学の法学部教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 和田芳幸	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、経営会議14回のうち13回に、さらに監査等委員会14回のすべてに出席し、公認会計士としての職務を通じて培われた財務、会計に関する専門的な知識及び豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 宮越極	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席し、警察関係における豊富な経験並びにコンプライアンスに係る高い見識と幅広い知識及び豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 角紀代恵	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、2018年６月19日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、同日就任以降開催の監査等委員会10回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、主にコンプライアンスの視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会では、会計監査人においてその職務執行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行することは、社会の一員として最も大切なことであることと認識し、一人ひとりが誠実に業務を遂行する体制を構築する。

ロ．当社グループ全体に法令遵守を浸透、徹底させるため、「コンプライアンス規程」を定め、定期的にコンプライアンス委員会を開催する。これにより、各種法令、当社グループ経営理念、行動指針、諸規程及び企業倫理等を各部門が徹底して遵守する体制を構築、推進する。

ハ．内部通報制度を定め、その適切な運用により、通報者が不利益にならないように保護するとともに、違法行為等について抑制、未然防止、早期発見並びに早期解決を図り、企業の透明性を構築する。

ニ．当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び監査等委員は、株主総会議事録、取締役会議事録その他の重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行う。これらの文書等は、取締役及び監査等委員が必要に応じて閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」等を定め、その抱えるリスクを常に注視するとともに、定期的に開催するリスクマネジメント会議等を通じてその対応について決定及び指導を行う。

また、当社は、リスクマネジメント会議において、必要に応じて当社グループの関連部署に出席を求め、リスクの状況を報告させる。

④　当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、職務分掌を定め、各業務執行取締役が責任をもって担当する領域を明確にする。

当社グループは、グループ中期経営計画及び短期計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めて責任をもって遂行する。

当社グループは、取締役会を定期的に開催する。また、経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び執行役員等で構成される経営会議等を毎月開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。

また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、１名以上の専任使用人で構成される「監査等委員会室」を設置する。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとする。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する体制とする。

⑧　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第６項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査等委員会の指揮・命令に従い、監査等委員の監査に必要な調査を行う権限を有する。

⑨　当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ．代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。

ロ．当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又はその報告を受けたときは、直ちに監査等委員会に報告する。

ハ．当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

ニ．監査等委員会は、内部監査を担当する部門と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

ホ．内部通報部門を担当する部署は、当社グループにおける内部通報等の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。

⑩　当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとし、その旨を当社グループの規程に規定する。

⑪　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の取り扱いに関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、必要と認められないものを除き、すみやかにその費用の負担に応じる。

ロ．監査等委員会は、当社グループの会計監査人や内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受け、連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

ＬＩＸＩＬグループ行動指針を配布し、内容を熟読のうえ、各職場単位で討議を実施し、誓約を行い行動指針の周知、徹底を図りました。入社１年目から店長までの階層別研修において、勤続年数や職位に応じたコンプライアンス教育を実施するとともに、従業員に向けてコンプライアンス通信を毎月発信し、コンプライアンスについて啓蒙しております。また、３ヵ月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの諸施策・活動に関して情報を共有し、自浄作用による課題解決を図れるように努めました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

毎年、全部署がリスクの洗い出しと評価を実施しております。その評価結果をリスクマネジメント会議で報告し、会社の経営に重大な影響があるリスクをＳ・Ａリスクとして決定し、これらの主管部署が未然防止策と事後対応策を立案し、その進捗状況がリスクマネジメント会議で報告・協議され、発生し得るリスクを未然に防止する体制をとっております。また、会社としての判断が必要な事故や災害等の事態が発生した場合には、危機管理委員会を招集し、すみやかに対応策を検討する仕組みを構築しております。

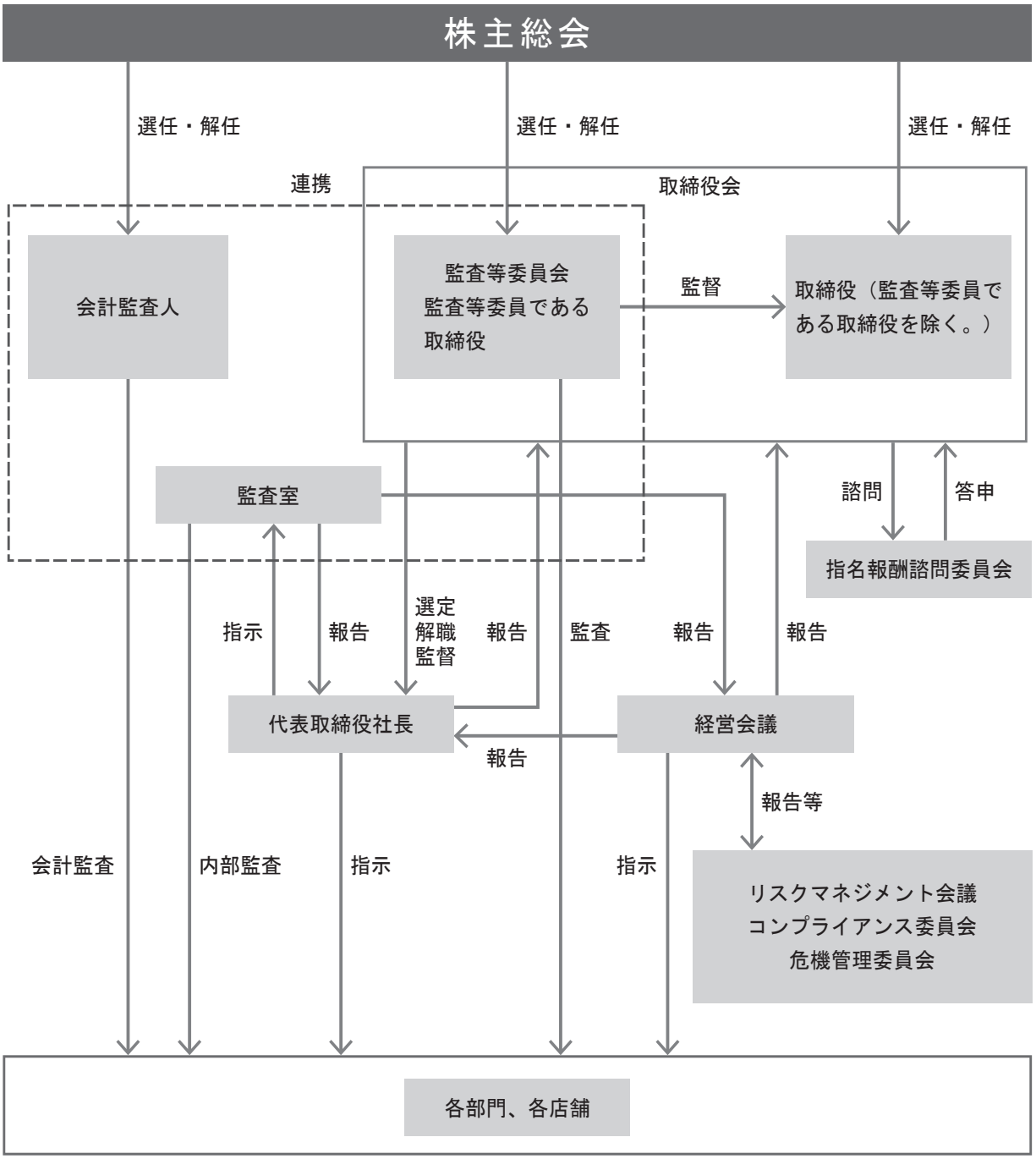
③ 職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

当事業年度は、取締役会は14回、経営会議は14回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の報告を受けております。また、執行の意思決定時は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しております。

④ 監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議へ出席し、監査に必要な情報について監査等委員会室長等から適宜報告を受けております。

また、会計監査人ヒアリング、代表取締役意見交換会、取締役ヒアリング、主要な執行役員ヒアリング及び監査室長ヒアリング等を通じ、報告を受け連携しております。さらに監査計画に沿って、重要な設備投資案件を含めた現場監査に取り組んでおります。



６．会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**57,573**	**流動負債**	**51,688**
現金及び預金	7,870	買掛金	14,223
売掛金	3,170	電子記録債務	22,980
商品	39,727	１年内返済予定の長期借入金	3,000
前払費用	881	リース債務	1,374
その他	5,926	未払金	662
貸倒引当金	△3	未払費用	3,066
固定資産	**120,759**	未払法人税等	2,042
有形固定資産	**98,513**	前受金	1,138
建物	44,011	賞与引当金	1,125
構築物	2,742	役員賞与引当金	54
機械及び装置	399	ポイント引当金	284
工具、器具及び備品	972	その他	1,737
土地	25,682	**固定負債**	**63,779**
リース資産	22,780	長期借入金	28,000
建設仮勘定	1,923	リース債務	26,762
その他	1	退職給付引当金	204
無形固定資産	**3,285**	資産除去債務	1,902
借地権	1,934	預り保証金	6,592
ソフトウエア	789	その他	318
その他	561	**負債合計**	**115,468**
投資その他の資産	**18,960**	（純資産の部）	
長期貸付金	122	**株主資本**	**62,868**
長期前払費用	867	資本金	24,596
差入保証金	13,313	資本剰余金	4,596
建設協力金	1,999	資本準備金	4,596
店舗賃借仮勘定	1,666	利益剰余金	35,176
繰延税金資産	962	利益準備金	1,552
その他	31	その他利益剰余金	33,623
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	33,623
		自己株式	△1,499
		評価・換算差額等	**△3**
		繰延ヘッジ損益	△3
		純資産合計	**62,864**
資産合計	**178,333**	**負債純資産合計**	**178,333**

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**180,926**
売上原価		
商品期首たな卸高	37,496	
当期商品仕入高	125,333	
他勘定振替高	1,605	
商品期末たな卸高	39,727	121,496
売上総利益		**59,430**
営業収入		
賃貸収入	6,315	
その他	588	6,904
営業総利益		**66,334**
販売費及び一般管理費		**55,517**
営業利益		**10,817**
営業外収益		
受取利息	82	
保険配当金	56	
受取保険金	83	
その他	124	346
営業外費用		
支払利息	795	
その他	254	1,050
経常利益		**10,112**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	11,744	11,744
特別損失		
減損損失	203	203
税引前当期純利益		**21,653**
法人税、住民税及び事業税	3,260	
法人税等調整額	△49	3,210
当期純利益		**18,442**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	24,596	4,596	1,552	17,014	18,566	－	47,759
当期変動額							
剰余金の配当				△1,833	△1,833		△1,833
当期純利益				18,442	18,442		18,442
自己株式の取得						△1,499	△1,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	16,609	16,609	△1,499	15,109
当期末残高	24,596	4,596	1,552	33,623	35,176	△1,499	62,868

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△58	△58	47,700
当期変動額			
剰余金の配当			△1,833
当期純利益			18,442
自己株式の取得			△1,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	55	55
当期変動額合計	55	55	15,164
当期末残高	△3	△3	62,864

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

株式会社ＬＩＸＩＬビバ

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勝　島　康　博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古　川　真　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＬＩＸＩＬビバの2018年４月１日から2019年３月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年４月1日から2019年３月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会その他の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

株式会社ＬＩＸＩＬビバ　監査等委員会

監査等委員　　和 田 芳 幸　　㊞

監査等委員　　宮 越　　極　　㊞

監査等委員　　角　　紀代恵　　㊞

（注）監査等委員和田 芳幸、宮越 極、角 紀代恵（戸籍上の氏名：武田 紀代恵）は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　第27期剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保をしつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、配当を実施するにあたっては配当性向を重要な指標とし、30％の配当性向を確保することを目標としております。

上記の基本方針を踏まえ、中長期の業績拡大に向けた財務状況や配当性向等を総合的に勘案した結果、第27期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金50.00円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,193,155,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月20日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(27)　（条文省略）	(1)～(27)　（現行どおり）
（新設）	(28)飲食店の経営
（新設）	(29)自動車の整備、清掃及び洗車業
(28)　　（条文省略）	(30)　　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、迅速な意思決定を行うため、１名減員して取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

また、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの半数以上を占める任意の指名報酬諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	当社における地位及び担当	備考
1	渡邉（わたなべ）　修（おさむ）	代表取締役社長兼ＣＥＯ 指名報酬諮問委員会委員	［再任］
2	荻谷（おぎたに）　裕（ゆう）	取締役 副社長執行役員営業本部長	［再任］
3	飯田（いいだ）　毅彦（たけひこ）	取締役 専務執行役員管理本部長兼総務人事統括部長	［再任］
4	小田内（おだうち）　正（ただし）	取締役 常務執行役員店舗開発本部長兼ＳＣ事業部長	［再任］
5	阿部（あべ）　正（ただし）	取締役 常務執行役員財務経理本部長兼ＣＦＯ	［再任］

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	わたなべ　おさむ 渡邉　修 （1954年９月28日生） ［再任］	1978年４月　株式会社ダイエー入社 1999年４月　株式会社ショッパーズ弘前代表取締役社長（ダイエー子会社） 2003年３月　株式会社ダイエー商品企画本部副本部長 2003年８月　当社入社 当社執行役員社長室付部長 2004年２月　当社常務執行役員営業本部副本部長 2006年３月　当社上席常務執行役員営業本部副本部長兼ＨＣ事業部長 2006年６月　当社取締役兼上席常務執行役員営業本部副本部長兼ＨＣ事業部長 2008年３月　当社取締役兼上席常務執行役員営業本部副本部長兼ＨＣ事業部長兼ＳＶＨ営業統轄部長 2010年３月　当社取締役兼専務執行役員ホームセンター事業本部長兼ＳＶＨ事業部長 2012年４月　当社取締役兼専務執行役員営業本部長 2013年４月　当社取締役兼専務執行役員営業本部長兼店舗統括部長 2014年１月　当社取締役兼専務執行役員営業本部長 2014年10月　当社代表取締役社長兼ＣＯＯ 2017年４月　当社代表取締役社長兼ＣＯＯ兼指名報酬諮問委員会委員 2017年６月　当社代表取締役社長兼指名報酬諮問委員会委員 2018年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ兼指名報酬諮問委員会委員（現任） 〔取締役候補者とした理由〕 当社入社以来、長年にわたり営業部門を統括、当社の持続的成長に大きく貢献し、2014年10月より代表取締役社長に就任しております。その卓越した経営手腕とリーダーシップは、当社の経営において欠かせないものと判断し、選任をお願いするものであります。	2,832株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	荻谷（おぎたに）　裕（ゆう） （1961年１月17日生） ［再任］	1983年４月　株式会社ダイエー入社 2007年８月　イオン商品調達株式会社出向 同社取締役商品戦略統括部長 2013年５月　株式会社ダイエー取締役執行役員統括役員（経営戦略部 経営管理部 ＩＲ広報部） 2015年２月　同社取締役執行役員システム物流統括兼商品物流改革推進担当 2015年11月　当社入社 当社常務執行役員社長付部長 2016年３月　当社常務執行役員商品統括部長 2017年５月　当社常務執行役員商品供給本部長兼商品統括部長 2017年６月　当社取締役兼常務執行役員商品供給本部長兼商品統括部長 2018年４月　当社取締役兼副社長執行役員営業本部長（現任） 〔取締役候補者とした理由〕 商品戦略、物流改革等に長年携わり、現在は、営業部門、商品部門及び物流部門を統括しております。的確な判断力と豊富な経験や見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、選任をお願いするものであります。	566株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	飯田毅彦（いいだたけひこ） （1956年３月14日生） ［再任］	1978年４月　トーヨーサッシ株式会社（現株式会社ＬＩＸＩＬグループ）入社 2007年４月　当社総務人事部長 2007年10月　当社執行役員総務人事部長 2010年３月　当社上席執行役員総務人事統轄部長 2014年１月　当社常務執行役員総務人事統括部長 2016年３月　当社上席常務執行役員管理本部長兼総務人事統括部長 2016年６月　当社取締役兼上席常務執行役員管理本部長兼総務人事統括部長 2017年６月　当社取締役兼専務執行役員管理本部長兼総務人事統括部長（現任） 〔取締役候補者とした理由〕 人事、総務等の業務に長年携わり、現在は人事、総務、採用、ＣＳＲ推進等の本社管理部門全体を統括しております。人事、総務等に関する豊富な経験や見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、選任をお願いするものであります。	566株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	おだうち　ただし 小田内　正 （1957年１月24日生） ［再任］	1979年４月　ビバホーム株式会社（現株式会社ＬＩＸＩＬグループ）入社 2002年４月　当社店舗開発統轄部首都圏開発部長 2006年６月　当社執行役員店舗開発統轄部首都圏開発部長 2008年９月　当社執行役員店舗開発統轄部長 2010年３月　当社上席執行役員店舗開発統轄部長 2014年10月　当社常務執行役員店舗開発本部長 2015年６月　当社常務執行役員店舗開発本部長兼ＳＣ事業部長 2016年３月　当社常務執行役員店舗開発本部長 2016年６月　当社取締役兼常務執行役員店舗開発本部長 2017年４月　当社取締役兼常務執行役員店舗開発本部長兼ＳＣ事業部長（現任） 〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたり店舗開発業務に携わり、当社の店舗数拡大、業績拡大に貢献してまいりました。その経験と知識に裏打ちされた業務執行力は当社にとって欠かせないものと判断し、選任をお願いするものであります。	1,133株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	阿部（あべ）　正（ただし） （1957年２月22日生） ［再任］	1982年２月　福島クラリオン株式会社（現クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社）入社 1987年３月　株式会社サンキョウ（現ゼビオホールディングス株式会社）入社 2002年６月　同社取締役財務部門長 2007年７月　株式会社池貝入社 同社執行役員経営企画室長 2010年３月　同社取締役社長 2014年７月　同社経営企画室担当部長 2014年11月　当社入社 当社執行役員社長付部長 2015年３月　当社上席執行役員財務経理統括部長 2017年５月　当社常務執行役員財務経理統括部長 2017年６月　当社取締役兼常務執行役員財務経理統括部長 2018年６月　当社取締役兼常務執行役員財務経理本部長兼ＣＦＯ（現任） 〔取締役候補者とした理由〕 財務、経理等の業務に長年携わり、現在は、財務、経理、ＩＲ広報を担当しております。その高い専門性と豊富な経験や見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、選任をお願いするものであります。	566株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社の株式数は、2019年３月31日現在のＬＩＸＩＬビバ役員持株会における本人持分であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年６月３日開催の当社第24回定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、当社は本制度の導入について指名報酬諮問委員会の答申を受けており、かつ譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役０名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役０名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数150,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲

渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、監査等委員会からは、本議案の内容について、報酬等の算出の公正性、その水準と取締役の役割・職責とのバランスを勘案し、当該報酬等の内容は相当である旨の意見表明を受けております。

（ご参考）

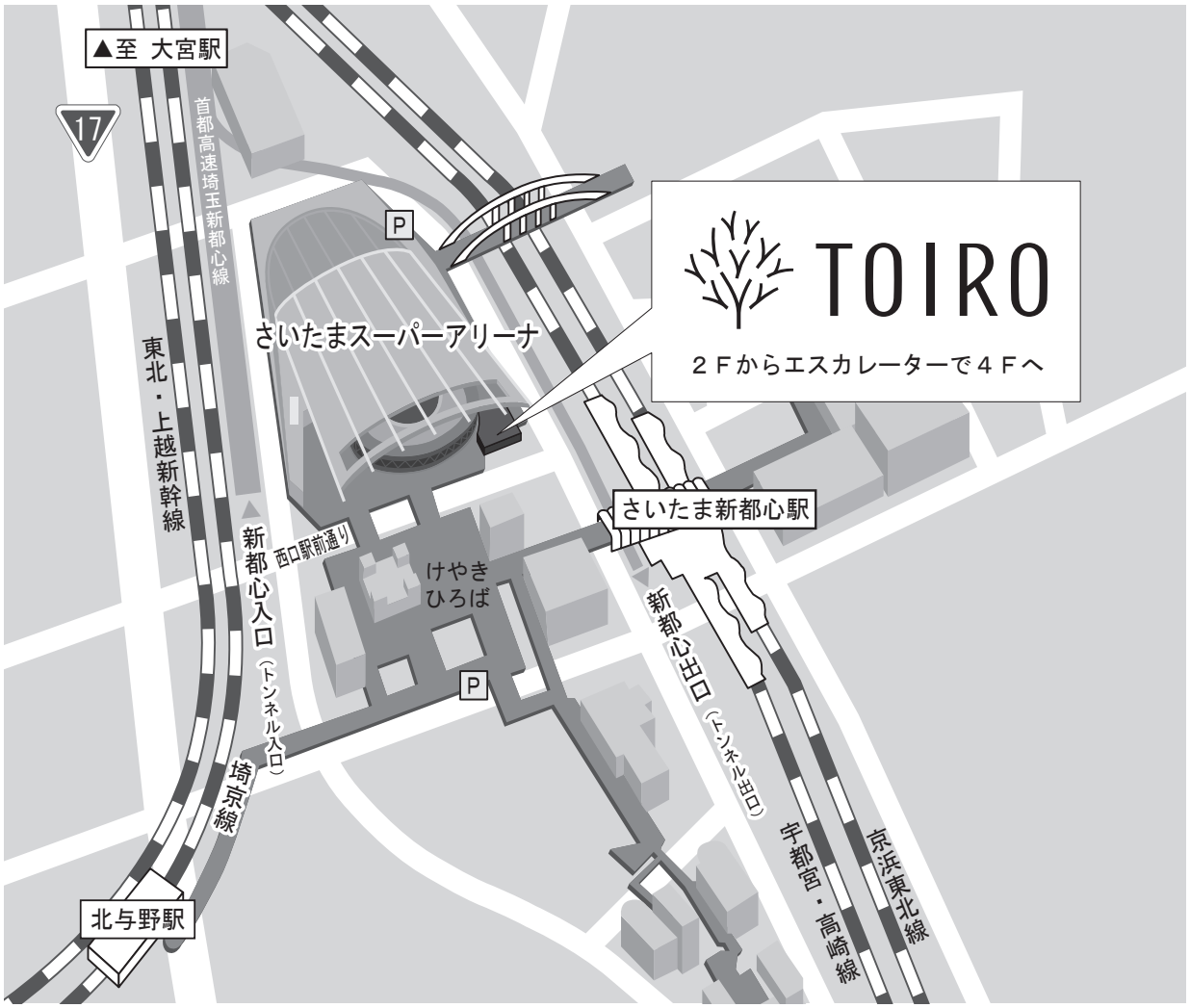
当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

開催場所：さいたまスーパーアリーナ TOIRO（トイロ）
埼玉県さいたま市中央区新都心８番地



交通

● ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約４分
※東北・上越・北陸新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。
※お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。